

第40回清水マリンフェスティバル 出店要項

1. 大会名 第40回清水マリンフェスティバル
2. 主催 清水マリンフェスティバル実行委員会 [静岡市・NPO法人清水港ヨット協会ほか]
3. 日時 2024年7月21日(日) 8:00~16:00
4. 会場 静岡市清水区 清水港 日の出埠頭(静岡市清水区日の出町10番)
5. 出店スペース 1サイト:間口3.6×奥2.7m 又は、2サイト:間口7.2×奥2.7m のいずれか
6. 出店料 協賛金として1出店3,000円(業者、一般問わず)
7. 支払方法 **協賛金は当日、午前7時~8時の間に本部席の「事務局」へお支払いください。**
8. 申込方法 申込書に必要事項をご記入の上、FAX・E-mailのいずれかの方法で申込すること。
清水マリンフェスティバル実行委員会 事務局 高田 宛
E-mail: puller@tokai.or.jp FAX: 054-625-6088 (※非通知拒否)
9. お問い合わせ E-mail: puller@tokai.or.jp TEL: 090-7309-7910 (※非通知拒否)
10. 申込期限 **2024年5月31日必着**

11. 注意事項

- ① **出店準備は、午前8時迄(時間厳守)に完了すること。**
- ② 物品搬入後、車両は指定された場所に速やかに移動すること。
- ③ レンタルテントの設営と撤去は、実行委員会が委託する業者が実施する。
- ④ 自前テント及び看板等を設置する際は、突風に耐えるよう錘を使用して固定すること。
- ⑤ 展示物や販売品は、指定のサイト・スペースからはみ出さないようにすること。
- ⑥ 飲食物を扱う場合は、食中毒等を発生させないように管理すること。(注意: 酒類の販売・試飲は厳禁とする。)
- ⑦ **出店者は全て、賠償保障限度額が1事故1億円以上となる食中毒等への生産物賠償責任保険(食品衛生協会の食品営業賠償共済も可)に加入し、その証書等の写しを「出店申込書」に添付すること。**
- ⑧ ガスボンベを使用する際には、転倒防止措置を講ずること。
- ⑨ 販売品目の重複に関しては、主催者は責任を負わないものとする。
- ⑩ 早い時間で売り切れた場合であっても、大会終了前には撤収しないこと。また、店舗が無人にはならないようにすること。
- ⑪ ゴミは必ず各自で持ち帰ること。
- ⑫ 主催者は出展物の盗難・紛失・火災・損傷等の損害に対して、補償の責任を負わない。
- ⑬ 出店者の行為により生じた問題は、当該出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切の責任を負わない。
- ⑭ **出店申込時に、営業許可証(露店・自動車)のコピーを提出すること。**
- ⑮ **入場できる車両は、1出店業者につき1台のみとする。**2台目以降の車両がある場合は、周辺の有料駐車場を利用すること。

出店の皆様へ

1. 火気取扱店の注意事項

- (1) 火気使用器具に応じた取扱いをし、**本来の用途以外には使用しないこと。**
- (2) 火気使用器具は、**安定の良い台**の上で使用するとともに、**まわりに燃えやすいものを置かないこと。**
- (3) **火気使用器具の受け台は不燃材を使用すること。**
- (4) ガス使用器具は、ガスホースの接続部分にホースバンドを取り付けること。
- (5) **LPガスボンベは転倒防止の措置(ロープ、ひも等で固定する)**をするとともに、使用後の管理を徹底すること。
- (6) 火気使用器具を取り扱う**出店者は消火器(住宅用不可)、消火スプレー、水バケツ等を備えること。**
なお、油を大量に使用する器具に、水バケツは不適當である。
- (7) 閉店後の火気管理を出店者において徹底すること。
- (8) 火気使用器具について**故障品は使用しないこと。**また、**使用中に異常が発生した場合は、使用を中止すること。**

2. 一般的な注意事項

- (1) **電気配線のタコ足配線、束ね配線はしないこと。**
- (2) 白熱電球と可燃物の接触には十分注意すること。
- (3) アースが必要な電気機器は、アースを取り付け使用すること。
- (4) 風船販売をする場合、水素ガスを使用しないこと。
- (5) カーテン、紅白幕を使用する場合は、**防炎物品とすること。**
- (6) **喫煙管理**を出店者において徹底すること。

3. その他

- (1) 荒天、地震情報等発表時の営業中止について、大会主催者の指示に従ってください。
- (2) **事故(火災、爆発等)発生時の初期対応(消火、手当て、通報)にご協力を。**(お互い助け合いの精神で!)
- (3) **救急車、消防車等の進入がある場合は、進入にご協力ください。**

※火の取扱いには十分注意して営業してください。

当日は消防署の"立入検査"が入りますので「出店の皆様へ」を厳守願います。
また、消防署の主な調査内容は次の通りですので、併せて厳守願います。

1. 火気取扱い器具の状況
2. 周囲の不燃材等の状況
3. 消火器の設置 (任意) ※水入りバケツでも可